

複合国家論とは何か

— 当座の理論的整理 —

A Research about the issues of Early Modern Composite States

望月 秀人

Hideto MOCHIZUKI

要 旨

近年、複合国家論（礫岩国家論、複合君主政論）は日本の西洋史研究において一種の流行の様相を呈していると言われるが、社団国家論や封建国家論との差異はどこにあるのか、それを研究する意義はどこにあるのか、という点については、未整理の部分も多い。本稿では近年の日本での研究動向を踏まえ、そこで提起された論点を整理した上で、日本とドイツの近世国家のあり方をどのような視座から比較するのかについて考察する。その際、現在の複合国家論が、近代の主権国家を「批判的に」考察するための多様な材料を提供することの意義と共に、研究者自身のスタンスが重要であることや複合国家の問題性についても問題提起をしたい。それを踏まえ、旗本日向氏とニーダーラインに関わる今後の拙論のための理論的枠組みを提示したい。

キーワード：総合国家論、主権、公儀、近世国家、公共性

はじめに — 本稿の執筆意図について

第一節 社団国家や封建国家と何が異なるのか

第二節 西洋と日本の複合国家の差異

第三節 複合国家論の意義と課題

はじめに — 本稿の執筆意図について

私は近年、複合国家論に関する論文をいくつか書いている。本学の紀要においても、ニーダーラインの複合国家に関する論文¹と、旗本日向氏の事例をもとに中近世日本の複合国家の在り方を論じる論文²を連載しているが、私の怠惰およびコロナ禍に伴う図書館の使用制限³などにより、共に続きが書けていない。とはいえ、この間にも複合国家論は礫岩国家論・複合君主政といった異なる語彙を用いて学会では議論されており、一種の流行という指摘もあるくらいである。そこでは拙稿と同様、日本史・東洋史との比較も意識されているが、他方で以前にも述べた通り、そ

これらの研究には首をかしげるような点も存在する⁴。本稿はそれらを受けて、拙稿（1）以後の日本での研究を再び現時点でまとめ、さらに日本史と西洋史を比較し、かつ複合国家論と社団国家や封建国家との差異をより明確にする形で、複合国家論の定義をより明確にし、そのうえでその理論的な射程、つまりは理論的な意義と限界とを明らかにしたい。むろん、上記の二種類の拙稿はまだ執筆途中であるから、現時点での私の執筆方針を明らかにするものが本稿であり、今後の実証研究の過程で多少の加筆修正は必要になるかもしれない。そのあたりは二種類の拙稿の結論部分をご覧いただきたいが、当座の理論的整理からたぶん大きな修正点はないであろう。また、以前の拙稿では具体的に論じなかった複合国家論の研究に関しても、本稿では補足的に論じて、私なりのアプローチの仕方を明確にしたい（以下、敬称は略す）。

第一節 社団国家や封建国家と何が異なるのか

複合国家論は単一の主権という発想に基づく近代国家を批判⁵的に検討する概念であるが、この話を中世史研究者にすると、中世史ではそれは当たり前だとと言われることがある。実際、近代的な主権概念が16世紀のジャン・ボダンによって主張されたことで普及したことはよく知られており、また近年ではウェストファリア神話の再検討などが主張されるように、少なくとも16世紀以前には主権国家は存在しないと考えた方が良い。とはいえ、では複合国家と近世社団国家、中世封建国家は同じようなものかといわれると、地域差や時期的変化はあれ、やはり概念としては異なると考えた方が良い。

まず、封建国家はそもそも治安悪化の中で自力救済社会になったことを前提として、地域支配層が個人間で双務的な主従契約を結ぶことで、緩やかに結びついた人的結合国家であると、理論的には整理できる。たしかに君主は高貴な血統なり宗教的聖性なりを儀礼を通じてアピールすることで、その「宗主権」の正当性を主張していたが、基本的には封建国家は個人同士の双務的な主従契約でつながっているにすぎない。

他方で、社団国家の場合には、自生的な共同体が多様なレベルでまず存在し、それらに法的な特権を付与することで支配の末端として取り込むという形をとる。したがって、中世の個人的な関係より一歩進んで、多様な共同体と法的関係で重層的に結びついた国家形態であると言える。そして、これらの多様な社団が主権の分有をしており、君主から一定程度自立していることも注目する。

では、複合国家はこれらとどう異なるのか。複合国家は文化的に異なる諸地域を単一の政府が治めるような国家形態である。したがって、個人間の関係ではないから、封建国家とは異なっている。他方で、社団は特権を与えられた団体を意味するが、「文化的に異なる地域」のみを意味するものではない。複合国家論ではしばしば君主称号の複合性が問題となるように、「君主があえて称号において独自に地域名を入れる必要があると考える程度の文化的な独自性を持った地域」が、複合国家論では研究対象となる。むろん、神聖ローマ帝国 帝国クライス 領邦のように、

そうした地域は重層的に形成されているし、国衆領のように新たに形成される場合もある。それらの地域と国家との権力分有の在り方も、当然論点となる。

ではそのような集塊の単位となるような地域はいかにして形成されたのか。それはローマ法の継受と関係があるという学説もあるようだ⁶、前稿では領邦君主権の成立過程に関する神寶秀夫の研究も挙げた。ニーダーラインを含む西欧の事例では、領邦という単位の形成史や神聖ローマ帝国の諸制度がそれにかかわる一方、日本の事例では、国・郡といった単位や国衆領の形成史、公儀概念の形成史がそれに関わってくる。むしろ、世界史的に見ればそのような地域的単位そのものに多様性がある。

これらの点については、近年の比較研究でも議論されている。『歴史学研究』では、この間数年にわたって「主権国家再考」というテーマで特集を組んでおり、グローバルな規模での比較研究が提示されている。ここでは主権概念の問い直しに大きな主眼があるようで、その点は私自身の研究ではあまり重視していなかった点である。

まず 2018 年度歴史学研究会大会報告では、古谷大輔「君主政の狭間から見る近世の主権国家 スコーネ住民と「正しき統治」がスウェーデンを事例に、スヴェレニテート（専制的権力、諸身分の承認を得て実現された一元化された権力）、マイェスタス（王国に付属する永続性をもった最高権力＝至上権）、インペリウム（複数の政治共同体を保護する名目で君主に認められた排他的な命令権）⁷を区別しつつ、17 世紀のスウェーデンではデンマークとは異なり、マイェスタスが王国そのものに帰属するものと考えられ、君主の人格とは区別されていたことを確認したうえで、1658 年以降、イングランドやフランスの介入のもと、一体性の希薄なスコーネ地方がデンマークからスウェーデンに国替えされ、スウェーデン王のインペリウムのもと、スコーネ公領に由来するマイェスタスによってスコーネ一円が統治されるレス・プブリカが歴史上、初めて誕生した事態を主題化する。その場合でも、スコーネ住民は王に属さないマイェスタスという論理を援用することで、複数の回路をもって「正しき統治」を要求し、独特の個性をもった地域を形成した。その後のデンマークとのスコーネ戦争時には、住民は両王権に対して請願や義兵で要求を提示しているが、両国におけるマイェスタスの差異に応じた請願をしているという⁸。私見では、この報告は複合国家論の意義づけとしては適切で、主権にかかわる諸概念を整理している点や形成されつつある地域の側から主権を問い直している点で重要である。

次いで後藤はる美は「17 世紀ブリテン諸島における礫岩国家・主権・法の支配」において、ブリテン諸島の複数の地域の「主権」の問題が、三王国戦争の中で先鋭化する過程を、法に注目して考察する。それによれば、中世ブリテンでは主権 *sovereignty* の語の使用はまれで、排他的命令権 *imperium* や至上権 *majesty* の語が王に属するものとして顕著に使われたが、それらの意味範囲は流動的であった。国王のインペリウムはローマ法の「王は王国内において皇帝であり、領有権 *ドミニウム* をもとに立法権を有する」という主張に基礎づけられていたが、他方で王は神の代理人として国家と民の保護のために、神の主権に由来する諸権力を付与されるという前提ゆえに、議会と主権を共有するという主張も存在していた。イングランド・スコットランドの同君

連合時に国王は両国の法的合同を目指したが、両国の臣民には国内で完結した支配権をもつという感覚が支配的であったようで、それは実現しなかった。

しかし、ブリテンの主権問題は、王国内の主権の問題に王国間の主権の問題が重なって引き起こされた、ピューリタン革命 = 三王国戦争において顕在化する。国王処刑の際に、国王の政治的身体と自然的身体が区別され、令状の発令者も国王から「議会の権威にもとづくイングランドの自由の管理者」に移行した。三王国の結節点であった国王の処刑に対して、スコットランドは国王側についたが、イングランドはアイルランドに次いでここも軍事的に征服し、共和国に組み入れられた。その後、スコットランド・アイルランドとイングランドの法の合同に関する議論が進展したが、それと同時にクロムウェル戴冠論も浮上する。これは従来の法体系が国王の存在を織り込んで成立していたことから、護国卿よりも国王の方がブリテンの政治にとって好ましいとの配慮からであったが、クロムウェル自身の反対で挫折する。注目すべきは、この2つの議論が共に一方の代替論として浮上していることであり、ここから後藤は、護国卿であれ国王であれ、議会の監督の下での一人物の統治という点で共通性をもっていたのではないかと主張する。こうした実験の延長線上に1707年のイングランド・スコットランド議会合同が見通されるものの、アイルランドに見られるように、その後もフランス・スペインなどを巻き込んだ国王替えの可能性も存在した。また、統合とパッチワークという異なるベクトルをもつ統治戦略の間の不断の緊張関係の中で、主権論が浸透していくが、礫岩国家内の問題が国際条約の形で処理される中で、この主権国家が理想型と見なされるようになる過程が今後の課題となるという⁹。この報告も、複合国家の観点から、革命前後を通じた国制の連続性の側面と同時に、あり得た別の可能性を提示しており、主権概念の整理と共に重要な論点を提起している。

青谷秀紀「ブルゴーニュ複合君主政下のネーデルラント諸邦と主権」は、15～16世紀のネーデルラントにおける、君主による中央集権政策と領邦諸身分主導のボトムアップ的な複合君主政の形成を、整合的に理解しようとする。まず君主側は自身の主権的地位をしばしばアピールしており、諸身分の側も領邦史叙述や入市式の儀礼において、そこに商業支援などの自身の願望も読み込みながら、君主側のイデオロギーをある程度受け入れていた。他方、当時「主権」は君臣間で分有されており、公共善の理念は君臣間で共に用いられ、紛争時には両者が自己のイデオロギーを相手に突きつけて相手の権利を制限する器として、平穏時には両者をつなぐものとして機能した。また、ブルゴーニュ公はネーデルラントでの司教推挙権を認められることで、司教区にも複合国家的な教会支配体制を広げていたが、トゥルネ司教と俗人の裁判の管轄争いにおいて、しばしば司教側に不利な裁定を行っている。世俗裁判権の領域では、伯領民はブルゴーニュ家と対立し、パリ高等法院に盛んに訴えるものの、教会裁判権の領域では、総体的には、ともに教会の影響力を削ごうとする君臣間の協働関係が見られ、これが教会を経ずに神に直接権力を負うとするブルゴーニュ公たちのイデオロギーが受容される基盤にあった¹⁰。私見では、この報告においては、ブルゴーニュの複合国家的な教会支配体制という主題が提示されると共に、君主イデオロギーの読み替えによる臣民側の受容の側面が強調されており、きわめて興味深い。

これらの報告に対しては、篠原琢がコメントを行っている。彼はボダンの主権論が、宗教戦争により、複数の政治的主体が主権を分有し、交渉し、合意する道徳的基礎を破壊してしまった同時代の政治的危機に対する時論であり、現実ではなく当為であったこと、ドイツ語圏では18世紀末まで主権概念も国家概念も安定せず、その後も長く理念型にすぎなかったこと、1848年革命の国民主義者たちは、啓蒙改革で平準化された諸邦に国民主権を適用したが、それらが第一次世界大戦後に独立した後も、帝国の法体系の継承、多民族性、国際連盟による階層化といった点で、本来の構想とはズレていたことを指摘したうえで、こうして法的ファンタジーであることが明らかになった主権国家体制とは別の道を模索すべきだと言う。私見では、このコメントはドイツ近代史を通じた主権国家批判という意味では興味深いが、やや展望が見えにくい¹¹。

続くバルカン・黒海史を専攻する黛秋津のコメントでは、オスマン帝国の事例が扱われ、同帝国が国内に多様な附庸国を持ち、さらに直接支配地域においても現地有力者層との暗黙の合意の上で支配されていたこと、中央政府が様々な集団を介して臣民を支配していたことを提示して、西欧以外との比較の可能性を主張しつつ、近世的国家間システムの不安定性と安定性、それを成り立たせた要因、礫岩国家における外交権の問題、隣接する外部世界の西欧近世国家観についての問いを立てる¹²。これらはそれぞれ重要な問いであり、とりわけ近世的秩序が展開する動力としては、宗教的権威の深刻なゆらぎとそれに伴う反乱・戦争、商業等のネットワークの規律化を後藤が指摘している¹³。

さらに、中国史の田口宏二朗のコメントでは、中華帝国におけるサブ単位が、はたして自律的かつ文化的に明確な分節としてカウント可能かが必ずしも自明ではなく、巨大な行財政システムと現地任せのかなり柔軟な運用との間で揺れ動いていることを提示した後、排他的・一元的命令権が属地的な形で完結すべきとの規範は、「礫」間関係のせめぎあいの中で段階的かつ徐々に形成され、なおかつその過程は常に遡及的な形で再解釈されることに注意を促し、法の運用、戦争と財政などの面での実務的言説を研究する必要性を説く¹⁴。このコメントはやや抽象的だが、その提言は後の特集で生かされていく。その他、討論ではボダンの論じた問題・論じなかった問題や、地域連合的要因・貴族連合的要因による紐帯に関する論点も論じられたことを付け加えておく¹⁵。

以上のように、このPart. 1においては、主権概念の多様性、地域連合も含めた集塊の単位の設定の問題、多様な主体による読み替えの可能性などが示唆されるが、これは私の問題関心とも通底する。とはいえ、彼らが主権国家のファンタジー性を強調することで、一体どこへ向かおうとしているのかは定かではない。私自身も他の研究者からその点を聞かれたことがあり、未だ複合国家論は主権国家批判の域を出ておらず、時代区分論をたぶん見直そうとしているのだらうと回答しておいたが、「社団国家論の動態化」という説明にもかかわらず、時代区分とは無関係という説明もあり、よく分からない。

翌年の2019年度大会では、Part. 2「翻訳される主権」として特集が組まれ、皆川卓「近世イタリア諸国の「主権」を脱構築する 神聖ローマ皇帝とジェノヴァ共和国」¹⁶と岡本隆司「近

代東アジアの「主権」を再検討する「藩属と中国」¹⁷が報告されている。皆川はイタリアにおける神聖ローマ帝国封（イタリアの4分の1を占める帝国イタリア）を事例として、主権概念の成立過程を検証する。そこでは、カトリック一色であったがゆえに宗派对立を超える権力の正当化が不要であることを背景として、ボダンの主権論は16～17世紀には根付かず、代わりに至上権威、至上権力、ソヴラノ、ソヴラニタ（1675年大権の集合体としての至上の権利 1720年代皇帝の上位権）、リベルタ（特権=自由）、シニョーリア（コムーネ統治権）などの語が用いられ、しかもそれらは皇帝による序列化とは矛盾しない、伝統的な至上権を言い換えただけにすぎなかった。ジェノヴァのボルゴも、本来至上権をもつ人民から権利を取り消し不可能な形で譲渡された存在として王の権威をとらえ、キプロス王権、リグーリア「王権」、コルシカ「王権」を継承したジェノヴァ共和国の至上権（マイエスタース）を論証しようとしたが、これも数ある権威の一つとしての伝統的至上権であった。ただし、他の帝国イタリア諸国が帝国法上の格式を高めていく中で、17世紀ジェノヴァの外交上の格式はそれらの劣位に置かれることになり、ジェノヴァは援助金と引き換えに、自己の格式を高めるための称号を皇帝に求める運動を行っている。他方、本来人民が至上権をもつという理論は、後に18世紀のコルシカ独立戦争で活用され、むしろジェノヴァ共和国の統治権の否定に逆用された。この過程で主権概念が明確になるものの、ジェノヴァによるその論証は論理破綻をきたしていた。このように、帝国イタリアは帝国法による保護の枠内で体制を安定させつつ、最大限の自立を目指したのであり、主権概念は根付かなかったという。私見では、この報告は至上権概念の整理をしたうえで、それが根付かなかったことを検証したもので、非常に興味深いのだが、これもその「虚構性」を述べたうえでどの方向に向かいたいのが見えづらい。

他方、岡本は清朝の秩序体系として直省、属国（朝貢国）、藩部（モンゴル・チベット・新疆）、互市（民間取引）を挙げ、主権との関係を問題化する。もともと中国では華夷思想が根強く、属国と藩部の区別は曖昧であった（藩属。後に従属国と等置される）。まず朝鮮に代表される属国は本来自治を認められていたが、西欧のアジア進出や日本による朝鮮併合以後、清朝は藩属の自主を認めることがそこへの列強の介入を招き、さらには列強による藩属の植民地化が中国本体の「瓜分」につながるとみて、危機感を募らせてゆく。その結果、藩部を属地（colony）に読み替え、さらに属国（vassal）から清朝が主権（主国）をもつ領土へと扱いを変えようとする動きが明確になっていく。この主権・領土という概念は近代日本による訳語に由来し、現地住民の意志とは無関係に清朝支配層の間でこうした動きが生じたため、辛亥革命を契機にチベット・モンゴルは独立の動きを示し、中華民国との摩擦を深めていく。こうした領土主権の主張は、藩部の直省（province）化の動きを伴っていたが、この伝訳語の背景には、フランス旧体制のイメージがあったようだ。ただし、この直省は西洋人のイメージする専制体制による直接統治単位ではなく、多大な裁量をもつ督撫が治め、中央政府は彼らを点検しうるだけの自立的な単位にすぎなかったため、後には軍閥支配の単位となった。このように、清朝の内実は訳語とはズレがあり、その訳語を用いて思考し行動した西洋と中国の中央政府・軍閥は、実態とは異なる当為のレ

ベルで争っていたのであり、それが主権国家形成の現実化を妨げる要因にもなり、現在の東アジアの摩擦にもつながっているという。私見では、この報告は現在の東アジアの摩擦の原因を探るという問題関心の下、清朝の複合性と翻訳語とのずれを問題にしている点で論旨が明確であるが、ではかつての東アジアの秩序はどの程度まで「再評価」されるべきなのか、またこのずれをどう修正すべきなのか、この「翻訳問題」と現在の東アジアの摩擦の間に存在する日本の侵略による混迷をどのように位置づけるべきか、といった点が私には気になるところである。

この2報告に対して、イギリス史の近藤和彦は1533年のイングランドの上訴禁止法を引用しつつ、至上権を表す西欧語に一对一の邦訳を当てることの問題性、イングランドでの「主権」国家化の時期、直省に province の語を当てた西洋人の鋭敏な感覚と、それがために直省と主権を結びつける必要性が生じた事情を指摘した¹⁸。

また、オスマン史の大河原知樹¹⁹のコメントでは、オスマン帝国での主権・領土を表す語がセム語起源であることを示しつつ、ジェノヴァの至上権概念における大国の「保護」をめぐる現実政治の影響、19世紀以降の保護政策が他国の主権を侵害するための外交的手段と化したことの問題性、西欧による在地支配層の保護とオスマン帝国の宗主権の併存の事例、領土主権侵害の被害者であり加害者でもあるオスマン帝国の二面性について問題提起を行っている。私見では、この「複合国家と侵略の関係」の問い直しは、問題提起として重要であるとみているが、むしろそのことにより複合国家論そのものの意義を否定するつもりはない。

コロナ禍の中、初めて年末まで延期され、オンラインで開催された2020年大会においては、そのPart. 3「帝国論の再定位」として大清帝国とロシア帝国の事例が取り上げられている²⁰。中澤達哉による問題提起では、従来の帝国論がホブズン・レーニンの独占資本主義国家支配域のみを帝国として取り上げ、一つの公共体としてのキリスト教国家を前提に、個別統治権を神の秩序に由来する固有の権限として承認する秩序体系としてのインペリウム（至高権）が行使される圏域や、「君主と政治的共同体の支配」構造をもつ、複数の国家・地域間の合意・合従連衡に基づくインペリウムの広域的・礫岩的統治領域としての帝国を看過してきたとして、従来の帝国から主権国家への発展史の見直しを提言している。要するに、従来の研究が近代国民国家への発展を自明視し、近世帝国そのものの理解が遅れてきたと言いたいようだ。そのうえで、近世的集塊としての近世帝国が、自然権・人権・民族・人種などの概念の導入を受け、解消ではなく内部秩序の整序により、いかに近代帝国に移行したのかを問いたいとしている²¹。

このような問題提起のもとに報告された杉山清彦「複合国家としての大清帝国——マンジュ（満洲）による集塊とそのその構造——」では、漢字を共有しない満洲族の大清帝国にとって、帝国は中国的な華夷観念ではなく、ユーラシア規模での諸々の政治的まとまり（政）の集塊としてとらえられ、大清皇帝はチベット仏教的世界観の下、モンゴルの大ハーン位、漢地の皇帝位などの「いくつもの顔」を自身に一体化することで（諸王位の兼任ではない）、大清の政に諸王権を統合し、諸政を集塊していたという。このため、大清皇帝は多元的な世界観をもつ地域を統合し、多様な形で正当化され、法規定上その権力は無限定であったが、他方で多元的な世界観に配

慮する必要もあった。そこでは満洲族の八旗制（王公 属下連合）を統治の「固い」核として軍事の中核・官僚人材供給源としつつ、在地支配層に官職や爵位を授けて、駐屯軍や監察官と共に在地支配を任せる「柔らかい」統治を行っていた。これは少数者による多数者の支配であるがゆえに、支配民族はそれ以外の民族と隔離されたが、それらは社団のような自立しうる単位ではなかった。また、皇帝は多様な人材を活用しながら、帝国各地を移動しつつ直接に政治を指導し、皇帝への個人的近さが序列を規定した。このような「ユーラシアの大清帝国」は、西欧の主権国家体制との接触の中で動揺し、多数民族である漢人社会との提携に切り替えて「中国の清朝」となったものの、かえって諸民族の反発を買い、崩壊したという²²。

他方、青島陽子「ロシア帝国 ― 陸の巨大帝国と「不可分の国家」像 ―」は、ロシアでは「礫岩国家」の「礫」に当たるものが、ポーランドとフィンランド部分を除いて、西欧とは異なり凝集性に乏しく不定形なままであるために、国土全体の「領有者」である皇帝の無制限の専制（1832年国家基本法第1項）が可能になったと説く。実際の統治は在地聖俗エリートと王朝の同盟によって個別に行われ、植民地と内地の区別はなく、帝国は法的にはモザイク状態であった。皇帝の即位に際しては、「それぞれの信仰と法に従って」臣民の宣誓が求められた。しかし、日露戦争後の国家体制変革の中で、皇帝による最高権は強調されたものの（無制限ではなくなり、国家の一機関化した）、地域ごとの個別政策が相互参照され、また母語使用の緩和方針が出される中で、諸民族の権利が主張されるようになっていく。皇帝の無制限専制は不変のものではなかったのである²³。

この2報告に対して19世紀イギリスのインド統治を研究する稲垣春樹は、今後は統治の類型論を超えて、統治の現場に関する比較史・関係史が行われるべきで、たとえば主権の「レパトリー」のなかから自分の都合に合わせて特定の主権の理念を採用して統治や抵抗の仕方を考えていた当時の支配者/被支配者の実践について考える」こと、ひいては「統治エリート間の関係（礫同士の関係）の分析を超えて、エリートと民衆の間の重層的な支配・被支配関係、すなわち権力による暴力的差異化と民衆による抵抗のあり方についての検討が行われる」ことが重要だとしているが、これは後述するn地域論にも通じる発想であり、重要な指摘である²⁴。

他方、日本近世史の松方冬子は、19世紀ヨーロッパで生まれた言語を用いて、そこをゴールであるかのように記述する世界史の語り方の問題を指摘し、和語で語る必要性を提案しているが、言わんとすることはわかるものの、それは個別の用語に即して慎重に行わねばかえって議論が混乱すると私は考える²⁵。

以上の議論を踏まえたとき、そもそも西欧以外の地域では、集塊の単位である地域＝「礫」自体が不定形であったり、そもそも領域ではなく人間集団単位で把握されていたりする場合があるという点に注意が向かう。さらに、民衆とエリートとの関係 ― 私はこれを階層間関係として問題にした ― や、特定の政治情勢の中で特定の概念を選択的に使い分けることへの注目が重要な論点として挙がっていることに留意したい。

この議論の翌年には同じく「主権国家」再考 Part. 4 ― 国民国家の再点検 ― が開催され、

『歴史学研究』に同じく掲載されている²⁶。中澤達哉のまとめた問題提起では、帝国と国民国家の相互浸潤をテーマとして、近代帝国像の相対化による近代国民国家像の変容を検討すること、それにより構築主義に代表される国民国家の強権ぶりの誇張を再検討することが目的であるという²⁷。私には第一点は納得できるが、第二点は近代国家における総力戦体制を考慮するなら、それこそ過剰に従来の研究の難点が強調されているように思う。この問題提起の上で、篠原琢が1848年革命時のベーメンの動きを²⁸、藤波伸嘉は第一次世界大戦前後のオスマン帝国の変容を²⁹述べ、前者は「ネイションの権利」は、一体化する帝国のなかで、政治的参加の圏域、行政資源の配分の問題として要求されたことを、後者は西欧優位の政治情勢の中での自律性確保のため、トルコにおいてオスマン法学が軽視され、立憲君主制としてのカリフ論が評価されなかったことを、西洋中心主義への批判として問題化する。私見では、確かにベーメンでオーストリア帝国の枠内での自治論が論じられていたことや、オスマン帝国独自の別の近代の在り方があり得たことには同意できる。しかし、問題提起としては理解できるものの、前者では帝国とネイションのずれが報告ではあまり論じられなかったこと、また後者では急進的な西洋批判ゆえに世俗主義を西洋中心主義と等置しようとしていることに、私は大いに違和感をもつ。私見では、帝国とネイションの間には、連続性もあるかもしれないが、やはり断絶の側面も大きいと思うし、政教分離は各国により程度の差はあれ、信教の自由との関係で重要であり、私たちが近代から継承すべき重要な遺産であるように思われるからだ³⁰。

これらの報告には、中澤がコメントをし、前者の報告に対しては、近世複合国家の概念がパラツキーによりいかに活用されているのか、主権者の変動において零れ落ちる主体の可視化はいかに行われたか、また政治参加の新たな圏域を創出し、行政資源の配分を引き起こす動因は何かといった鋭い指摘がなされている。これは連続性を重視する報告に対して、断絶の側面を問い直すものと言える。他方、彼は後者の報告に対しては、トルコ共和政とオスマン帝政の両概念の相互浸潤はないのか、オスマン帝国がローマ世界の語彙の中にあって議論を共有していた近世はいつまで続くのか、またハブスブルク、オスマン、ロシアの相互関係をどう考えるのかという、これもまた重要な問題提起をしている³¹。これはトルコをあまりにもオスマン帝国と断絶させすぎる報告への、連続性の面からの問い直しと言えよう。他方、小田原琳のコメントでは、「未回収のイタリア」における言語実態の多様性とネイション概念とのずれ、戦時性暴力を受けた「イタリア人」女性の排除を事例として、水平的な共存の可能性を断ち切る動きのグローバルな同時性をどう評価すべきか、統治におけるジェンダー規範との関連をどう見るか、という問題提起をしている³²。さらに石川敬史は米国史の立場から、ネイションと主権の所在は一致せず、米国では憲法により人民主権が創設されたことを踏まえ、パラツキーの国制論とデモクラシー・連邦制との関連、Ecclesiastical と Civil という対立構造の相対化の必要（政教分離批判？）、憲法と立憲主義に関するオスマン法学とトルコ法学の見解の異同、法曹団の西政法継受の度合いなどについて質問している³³。これらからは、国民国家を連続性と断絶の両側面で見ると再検証する必要性はわかるが、あまり複合国家論を考える上でのヒントは見えづらい。ただ、単に西欧近代を非難して済

ますのではなく、どのようなスタンスで西欧近代を批判し、そこから何を継承していくのかということも問われるべきだと私は強く感じる。

以上が主権国家再考の内容だが、私見では、至上権の多様な概念、地域連合を含めた集塊の多様な単位とその安定性の度合い、多様な主体による概念の選択的使い分けや読み替え、近世帝国と近代国家の相互浸潤、複合国家における保護と侵略の関係などの問題提起自体は興味深いものの、性急な西洋批判による政教分離批判などは論外であり、どのようなスタンスで西欧近代を批判し、何を継承していくのかが問われるのである。

その点では、私の師である岩井淳を中心とする複合国家研究の流れが参考になる。岩井は17世紀のピューリタン革命＝三王国戦争を扱う中で、「イギリス」内部の地域的多様性とそれらの相互関係に注目し、大西洋をはさんだブリテン帝国にまで視野を広げる。彼の関心は後世へのイギリス革命の影響にあるようであり、複合国家「イギリス」の起源にではなく、革命前後における複合国家の凝集と植民地帝国の形成、コモンウェルスの思想史へと向かう。複合国家ブリテンの凝集については、彼はイングランド中心史観や一国史観を批判し、スコットランド、ウェールズ、アイルランドの独自性と、それらの相互関係について、多くの著作で実証的に論じている³⁴。またブリテン帝国については、彼はアーミテージの議論に即して、プロテスタンティズム・海洋イデオロギー・自由と帝国の両立如何をめぐる議論がいかにブリテン帝国の紐帯を形成したかに注目している³⁵。また、彼はコモンウェルス概念の変遷に注目し、それが15～16世紀に公共の利益という語義から共同体の集合体としての君主国の意味を帯び、17世紀に君主国か共和制かを問わない概念になり、さらには19世紀末にオーストラリアで連邦制＝国家連合体の含意を帯び、社会主義では理想社会のイメージを帯びて、実に多義的な含意を持つ単語となったことに注目する。こうした変遷を経て、20世紀の帝国連邦構想において、上からの支配の意味合いの強い帝国の語彙を忌避して、自立的なコミュニティを王冠への共通の忠誠によって重層的に結びつけるブリティッシュ・コモンウェルスが成立し、さらに戦後には共和制の加盟国をも多数含む新コモンウェルスに継承されていくという³⁶。この語義の変遷からうかがえるのは、もともと公共性とは公共の利益であれ共同体の集合体であれ諸主体の間から生じるものであり、近代の国家はそれを受けて自分のみが公共性を体現しているかのように振舞うことになるが、現在において再び諸共同体の間という語義が優越しつつあるという点であり、この点で近世国家のみに固執して国家と公共性を等置したがる、一部の近世史研究者の動向と岩井の議論は一線を画しているように思われる。ただし、彼の議論では、紐帯が外へ拡大する側面が中心になり、紐帯が切断される側面の検討がやや弱い。これは彼が後世へのイギリス革命の思想的影響に重点を置いているためであるようだ³⁷が、これはこれで重要な近代の遺産の検出であろう。

彼は共同研究の成果をしばしば刊行している。私自身も寄稿した『ヨーロッパ複合国家論の可能性』では、イギリス史・文学を除いても、自治運動につながるシュレージエンの近現代を扱った衣笠太郎の論考、プラグマティシエ・ザンクツィオンがオーストリア・ハンガリーに及ぼした影響を扱った大津留厚の論考、フランスが複合的であったがゆえに周辺諸国の「脅威」の中

で主権論が当為として台頭したことを、米国との対比で思想的に扱う安武真隆の論考などが掲載されている³⁸。

繰り返すが、複合国家論が近代国家を多様な形で問い直すものである以上、あり得た可能性はいくらでも検出できる。そのうえで、どのような基準でそれらの可能性を評価していくのか、そのスタンスこそが問われるのである。

第二節 西洋と日本の複合国家の差異

前節で述べたとおり、日本の複合国家の事例では、国・郡といった単位や国衆領の形成史がそれに関わってくる。そして注意すべきは、日本の場合も、集塊する単位そのものは西欧に比べて不安定であるように思えることである。

まず、戦国時代の複合国家を考える上で重要なのは、国衆領の形成であろう。この時代には戦国大名領国という形で大小の地域国家が形成されたが、大名領国の内部には対内的に大名と同質的な支配——独自の家中編成や文書発給など——を行いつつも大名に従属する地域的領主である国衆の領土が含まれていた。この国衆は、戦国時代における室町幕府 守護体制の動揺・崩壊により上位権力による保護を失い、かつ村や町を基盤とした地域社会の自立に対応する中で、室町時代の国人領主が自力で一円的支配を達成したものであり、その家中編成では「一味」として行動する集団という、一揆的性格が濃厚であるという³⁹。彼らは黒田基樹によれば、自分の居城を中心に概して郡規模の「領」において、一円的・排他的な地域的支配を確立した存在である。戦国大名は重臣である取次を介して彼らに従属させ、軍役や国役等の負担を課すと共に、彼らの後ろ盾となってその領域支配の強化に貢献した。その結果、戦国大名領の中でも国衆領は自治的な圏域として存在しえたのである⁴⁰。

他方で、戦国大名は後北条氏のように、地域の中心的な城郭に国衆や家臣を配置することで、支城領を単位とした領国支配を行うこともあった。黒田基樹によれば、それらの支城を任された家臣たちは、「衆」に対する一定の軍事指揮権をもつ城将、領国制的公事の賦課・収取権を行使する郡代、領国制的公事の賦課・収取権を行使し「衆」への軍事指揮権も有する城代、城代の権限に加えて知行宛行権や裁判権も行使する支城主、領域支配制度的に本城から独立している支城領主に類型化できるという⁴¹。この支城制においても、郡代のような呼称が見られるが、武田領国において支城領を任された家臣たちも、平山優によれば、しばしば郡司と呼ばれ、律令以来の国郡制を念頭においた呼称で呼ばれている。ただし、注意すべきはその「郡」や「領」の範囲はしばしば従来の国郡の枠組みとはズレるということであり、単純に連続性を強調してはならないということである。

これらの国衆は天下統一の過程での秀吉の方針により、一方では大名に成り上がり、他方では改易されたり没落したりして大名家臣となって、消滅していく⁴²。

この国衆領の問題は、戦国期の集塊の単位の不安定性を示しているが、それは戦乱で境界が絶

えず変動する乱世であったためである。この乱世が天下統一の過程で収まる中で、次第に近世の幕藩体制が定まってくる。ただし、この幕藩体制は西欧と比べて特異なものであり、それを象徴するのが中近世の公儀領主制という概念である。

朝尾直弘は1985年の論文で、幕府を（大）公儀、藩を公儀と呼ぶような、公儀を武家の支配権力をさして呼ぶ用法は中世後期から形成され始め、近世に特有のものとして定着したとし、將軍を指す公方とも、朝廷を指す公家とも異なる時代的・内容的に限定された用語として注目し、幕藩領主制の特質を探ろうとしている。彼によれば、戦国時代には国人領主間の一揆結合と、彼らに軍事指揮権をゆだねられた戦国大名の全体を包摂する場が公儀とされ、またその公的側面は朝廷や幕府からの官位授与によって強化され⁴³、国人領主が大名「家中」に編成されることにつながった。その領内の「百姓」たちは地縁団体のつながりを強化しつつあり、しばしば領主による主従制に抵抗していたが、戦国大名は領内の「百姓」および領主以下の諸集団に対して、個々の領主権を超えた「公儀」権力の立場から「家中」を統制する一方、在地の社会的・法的慣習を吸収しつつ「国法」の観念を創出し、そのもとに「自分の力量をもって」領国支配を樹立しようとした。彼らは検地により百姓の土地に対する権利を安堵し、家臣には所領安堵を行い、彼らの間の紛争を裁判で処理することで、領国における最高の公権としてふるまった。戦国大名は「国」を大名権力にも「国民」にも超越する理念として、そのもとへのあらゆる勢力の統合・支配を図ろうとしており、このような支配の在り方を著者は「公儀」型領主制と呼ぶ。

それに対して信長・秀吉は、大名領国を超えた天下の概念⁴⁴を掲げ、個別領主と領民の間に結ばれた主従制や公家・寺社領の支配に介入し、「公儀」領主制を「天下」規模で結集・統制し、職能別に公儀の「役」を設定しなおした。そのような公儀の名のもとに、給人領主の知行権は土地ではなく、検地によって把握された高に対して認められ、大名の領国支配は当座のもので配置換えもありうるとされ、また大名間の停戦と上洛臣従を命じる惣無事令や、身分統制としての刀狩令が出されることになる。

こうした事態の延長線上に江戸幕府が成立し、武家諸法度が出される。この武家諸法度は大名による領国支配を前提としたうえで、その支配が公儀にふさわしいものとして行われるよう規制する、倫理的・規範的な法であったが、これに違反した大名領国には幕府からの介入がなされた。他方、大名は公儀の領主として、家中に対する絶対的な支配権を保証され、その直臣たる給人領主の領地支配は平均化されて藩の郡奉行により統制された。個々の給人領主はただ大名のみを主君と仰ぎ、個別の被官関係も否定され、幕藩官僚制が早期に成立した。江戸時代の武士は、公儀の一員として、公役に従事するたてまえによって領主であり、貢租の配分を受けた。

他方、村は武装解除され構成員も再編成されたが、村請制の下で自律性は維持し、公権は各階層に法的、事実的に分有されていた。著者は武家領主の暴力の停止と貢租負担量に注目して、公儀たる領主と村による百姓との集団同士の約定 = 契約の存在を想定する⁴⁵。

このような朝尾の論（と彼のその他の論考）を、福田千鶴は「とくに朝尾直弘は公儀の本質は衆議にあるとし、共同体内部に公権の観念がめばえる「下からの道」を示し、幕藩領主による人

民支配が領域単位の地域別編成を旨とし、領主と領民との地域における平和「契約」によって公儀が重層的に成立したところに公儀（幕藩）領主制の特質があったと指摘した。これにより、公儀＝幕府とみなす中央集権型の江戸時代理解から、公儀＝幕府・藩とみなす地方分権型の江戸時代理解へと大きく転回し、藩のもつ地域公権性や幕府から独自の位置を認められた独立領主権力としての藩の側面が大きく見直されつつある」と評価している⁴⁶。また、日本史の場合でも「公儀」概念はもともと衆議＝国家と個人の間であり、国家と同一視される場合には、権力者が正当性を主張する際のイデオロギー（プロパガンダ）であるという点には注意しておきたい。

以上の朝尾の論に対して藤井譲治は、公儀＝公権力とする予断のために戦国期から近世前期にかけての公儀の語のもつ多様な意味合いとその歴史的変遷を軽視しているとし、この語が15世紀半ばから17世紀初めにかけては、法的主体としての意味だけではなく、私に対する公の意、公の意向・決定（合議による決定）といった意味も持っていたことに注目する。中世には公儀には法的主体としての將軍の意味もあったため、將軍と対立した信長は天下との一体化を志向し、秀吉もこれを継承する。しかし、將軍義昭の落飾後、太閤秀吉と閉白秀次の二元的体制となった際に、両者の意志の対立を顕在化させないためにも公儀の語が使用され始め、さらにそれは幼い息子の地位の安泰を図った秀吉の下、五大老・五奉行により構成される法的主体を指す概念に変化していく。

しかし、江戸幕府が成立すると、豊臣政権の公儀との関係は曖昧ながら、徳川家による大名統制の不完全さや、武威を握る「天下人」家康と形式上では「天下」を保つ將軍秀忠という二元性が孕む矛盾を顕在化させないためにも、幕府は公儀として立ち現われ、「公役」賦課を通じて次第に大名への主従関係を実質化していく。他方、藩でも幕府公儀の世界から家臣を排除することで、領内の百姓支配の法的主体として、大名を頂点とする藩公儀の概念が生まれていくが、家康在世時には幕府公儀であれ藩公儀であれ、まだ法的主体でない公の事柄としての公儀概念も広く使用されていた。しかし、家康死後、秀忠が唯一の「公方」として天下人の地位を継承すると、徳川家による大名統制は強化され、「公方」家光期には武家による幕府職制も整備されて幕府公儀が大名領へも浸透し、大名家臣は幕府を天下ではなく公儀と呼ぶようになる。藩公儀も家臣を役人として取り込んで強化され、17世紀半ばには公儀の語はほぼ法的主体としての幕府公儀と藩公儀を指すようになり（百姓町人にはこの区別は殆どなく、公的装いをもった領主階級全体を公儀と見た）、それ以外の語義はほぼ消えた。ただし、近世においても法的主体としての公儀は、その構成がどのようなものであれ、複数性・合議制という特質を保持した⁴⁷。このように、藤井は公儀概念の変遷を通して、幕藩体制の形成史を跡付けており⁴⁸、福田は朝尾のいう重層する公儀を構造的に理解する方法を提起したものと評価している⁴⁹。拙稿との関係で注意したいのは、豊臣の公儀と徳川の公儀が曖昧な関係のまま併存しているという指摘である。後者が前者の公儀を侵食する過程で、領主制とは別の次元での国単位の支配を行ったのが、江戸初期の国奉行であったためだ。

高木昭作は小堀遠江守政一を主に取り上げる形で、江戸初期の国奉行制について論じている。

彼によれば、国奉行の任務は、国絵図・郷帳の作成・管理、新たな給人に地方を割付し引き渡す任務、給地・蔵入地を問わず国の全域から千石夫を徴収して各地の普請を指揮する任務、幕府蔵入地代官所預かり、国内での幕府法令・駿府指令の伝達だった。さらに彼は、「伊勢郡代」日向半兵衛についても触れ、伊勢の訴訟担当、遷宮奉行、名古屋城普請奉行などを日向が行っていたことにも言及している。彼はこうした国奉行が、給地・蔵入地を問わず（＝領主制とは別次元で）、一国全体を単位として活動していることに注目し、寺社の職人支配を排除するためにも、あえて伝統的な国家の地方行政組織の継承を掲げたのだと推定している。彼は以上を踏まえて、「幕藩制形成にあたって、国家の掌握が論理的に平行し、それを前提として太閤検地に基づく全国諸領主のヒエラルヒーへの編成が完成するところに、日本封建制の政治的特質を考えたい」とするのである⁵⁰。彼はここでは慶長期における「制度的事実の確定」に努力を集中しているが、彼の『岩波講座日本歴史9近世1』（岩波書店、1975年）の指摘も踏まえつつ、曾根勇二らはこれを豊臣政権が押さえていた畿内の先進的経済に対する徳川方の侵食としてとらえ返している⁵¹。

以上のような公儀領主制への注目は、主従制の原理と区別される統治権的原理を視野に入れたもので、国家と公共善との関連を考える上でも興味深い。日本西洋史学会のシンポジウムでも論じられたように、それ以上に日本の場合には、幕府公儀による大名の配置換えが可能である点において、西洋との鋭い対比をなしている。幕府公儀の下で自律的な藩公儀が形成され、内部で官僚制化が進んでいる点においては、大清帝国の事例よりも集塊の単位は安定しているだろうが、西欧よりも幕府公儀の権力が強く作用しているように思われる。

他方、日本の複合国家論においては、注52に記したように、深谷が宗教について天皇と関連付けて分析しているが、一般にあまり宗教的側面は強調されない。いわゆる鎌倉新仏教がむしろ戦国時代に普及し、宗派寺院のネットワークを形成したことが知られているが、日本の場合には近世には西欧の宗派体制化のような事態は見られず、宗派内部で寺院が序列化され、それを幕府が上から統制することで、各宗派が併存する事態が生じている。例外的にキリシタンのように全国的に取り締まれる宗教も存在したことから、近世日本では唯一の正統教義＝国教は形成されない反面、取り締まれるべき異端を設定して、それ以外を容認する宗教政策が採用されたと言われるが、やがてキリシタン禁制の徹底によりキリシタンのイメージのみが実態とはかけ離れて肥大化し、かえって正統教義を定義する必要性が生じ、それが近代の国家神道につながったのではないかとの説もある⁵²。この指摘は日本史と西洋史の比較において、重要な指摘である。

経済的側面では、秀吉の朝鮮侵略の敗退後、近世日本はアイヌや琉球を除けば、西欧のように植民地帝国を形成することはなく、むしろ「鎖国」体制の下、幕府が貿易を管理した。ただし、近世国家の形成期に注目するなら、太閤検地の影響は大きいようだ。大名の配置換えは検地による高を基準に行われ、加増も軍功とは無関係に行われている。太閤検地では従来より石高が高くなることが多く、それを家臣に配分することで、藩主は権力を強化している⁵³。加えて、関ヶ原の合戦では多くの大名が改易され、徳川家はそれを諸大名に配分することで、求心力を強めてもいる。地域差についての指摘はあれ、むしろ宗教面・経済面では、近世日本の国制は集権的な面

が目立つようだ。

第三節 複合国家論の意義と課題

以上のように、複合国家論は世界史的な比較の視座を提供できるものであり、私自身もそれを意識して研究を進めているのだが、他方で私自身はこの問題設定に納得のいかないものをも感じている。私自身が複合国家論に関心を持った背景には、EUの統合理念であった補完性原理への関心があった⁵⁴のだが、過去の君主制国家の事例でどこまでその参考になるのかが未だに分からず、むしろ諸地域の離合集散の過程を追うだけになってしまわないのか、ということへの危惧も大きい。また、複合国家論の意義が強調される現状では、過去の日本が中国の複合性を悪用して侵略を進めていったことなども含めた、複合国家の負の側面がかえって過小評価されているようにも見える⁵⁵。むしろ、その場合でも「近代国民国家の批判的な問い直しのための多様な事例の研究」という意味では研究史上の意義はあると思っているので、私もその流行自体に異議を唱える気はない。ただ、それゆえにこそ、性急な理論化を絶対視せず、各自の問題設定の下での個別事例の研究の積み重ねの中で、今後の方策を考えていくべきだと思う。

他方、過去の君主制国家を扱う場合でも、個人や民衆の視点を視野に入れた読みかえ＝横領のような研究であれば、上記の私の関心に応えてくれる可能性が高いように感じる。というよりむしろ、私自身は複合国家論を、n地域論⁵⁶の一つの在り方としてとらえる方が適切だと思っているのであり、自分の実証研究を整理し意義づけるための理論的枠組みという以上の意味を、複合国家論そのものには求めている。私が『ヨーロッパ複合国家論の可能性』でオランダの統合の紐帯を述べながら、統合とはズレる側面にも注意しているのは、この理由による。

この点では、松本彰による理論的整理は大変有意義であるように思える。彼は「方法としての『国民国家と帝国』」において、アイデンティティ重層、複合、競合について理論的に整理している⁵⁷。まず、アイデンティティ重層とは、たとえばイギリス人のアイデンティティが、連合国内のネイション（イングランド、ウェールズなど）連合王国 大英帝国という三重構造を持つことや、ドイツ人のアイデンティティが領邦国家とライヒの二重構造を持つことなどに注目する概念である。次に、アイデンティティ複合とは、理念上国家内の住民を単一の「国民」として統合しようとする国家の意図と、現実の住民の多様性とのずれを問題にする概念であり、地縁、血縁、言語、宗教といった（それ自体が重層的・複合的な）⁵⁸ 諸要素ごとの集団の乖離を重視する概念である。たとえば、ドイツ第二帝政においては、（やや図式的な整理だが）血縁と言語は異なるものの地縁だけでドイツ国民とされたポーランド系住民や、言語や地縁は共有するがドイツ的血統とはみなされないユダヤ人などが存在する一方、血縁と言語を共有するドイツ系オーストリア人は地縁によりドイツ国民から排除された。「いま「国民国家」を問題にするとは、もともと「地縁」「言語」「血縁」「宗教」などの諸要素が乖離して存在するなかで、それらの諸要素を強引に一致させようとする「国民国家」の成立がどのようにしておこなわれ、新たにどのような

差別と抑圧を生み出したのか、多面的に考察することでなければならない⁵⁹。また、「国民国家」は「市民社会」との関係でも問われねばならず、国民が公民＝自由・平等な権利主体としての市民なのか、国家に忠実な臣民なのか、あるいは社会主義的ニュアンスをもった人民なのかといったアイデンティティ競合は、第二帝政期のドイツでは真剣に問われた。そして、このようにもともと対立する契機を含んだものが一つのまとまりとしての国家に統合されていった原因の最大のものが、戦争であったという。

以上の理論的整理は、帝国と国民国家を問う中で提起されたものであるが、複合国家論をも射程に含めつつも、n地域論との関連性をより強く持つように私には思われる。上記の稲垣春樹や藤波伸嘉からは、「帝国と国民国家」という二分法的な問題提起自体が相対化されるべきだという批判も出されているが、上記のような松本の理論的整理そのものは、現在でも有効性を持つだろう。複合国家論は、本来こうした住民の観点からこそその意味が問われるべきものであろう。諸個人はもともと多様な「社会的諸関係の総体」⁶⁰であり、多様な紐帯の中から深く関わるべきものと浅く関わるものとをふるい分けながら、その人間関係の中で人格を形成してゆく。似たような人間関係の中で暮らしていても、どの紐帯を重視するかによって、異なる人格が形成されるだろう。だからこそ、多様な紐帯を考慮に入れたうえで、どれをも絶対視せずに、それぞれがその都度の時代背景の中で果たした役割と限界とを冷静に見極めることが必要であり、それゆえの事例研究の蓄積が求められるであろう。板垣・松本らの議論はその手掛かりになるものであり、私自身はこうした視点を生かしながら、史料と格闘していきたいと思っているのである。

注

- 1 拙稿「複合国家論の射程 近世北西ドイツ・ニーダーライン地方の事例」(1)『日本福祉大学経済論集』57号、2018年9月、83～95頁。この拙稿では日本語文献に限定し、主に礫岩国家論の論者の意義と問題を挙げたが、その際に私の師である岩井淳を中心とする複合国家論の研究については、あまり具体的に論じていない。これはもともと後者が、理論的な整理よりもまず実証研究の積み重ねを重視していたことによる。また、この拙稿では表題で複合国家論と明示してある近年の研究のみに対象を限定したため、複合国家を考えるうえで重要な過去の研究でも取り上げていないものが多い。アメリカ合衆国史やオランダ史などはむしろ複合国家と関連しない研究の方が珍しいようにも思えるので、とてもすべては紹介しきれないのが悩ましいところである。
- 2 拙稿「一旗本家の目から見た近世国家 一旗本日向家の事例」(1)『現代と文化 日本福祉大学研究紀要』141号、2020年9月、77～111頁。この拙稿はコロナ禍での図書館の使用制限を機に、より資料にアクセスしやすい日本史の方で複合国家論を整理しようと思ったものである。未だ本題の複合国家論には触れていないままだが、現時点でのこの拙稿には日向玄東齋の最晩年の史料の欠落、甲陽軍鑑における日向家関連部分のネタ元に関する新たな知見の可能性への言及の欠落、本阿弥家史料の引用間違いや鄙田青江の所持者など、いくつか要修正箇所が見つまっている。また、日向氏研究会の方からいくつか史料の紹介もしていただいた。ただし、本論文の論旨そのものは変わらない。またこの拙稿の後、武田信玄公生誕500年記念の一環として、石和温泉武田二十四将の宿の設定や、映画「信虎」の公開などが行われ、前者では旅館笛吹川が日向昌時の宿とされ、後者では清郷流号が日向玄東齋を演じるなど、日向氏に関する社会的認知が進んだことを報告しておきたい。
- 3 コロナ禍の中、図書館を外部者に対しては使用させない、あるいは使用を制限する大学が増えている。そのため、非常勤先でなければ大学図書館が使えず、相互貸借を利用せざるを得ない状況になっており、

常勤のように研究費が出ない非常勤教員には大きな負担となっている。

- 4 学術研究は従来の定説の批判により発展する。そのためにも、従来の学説を多少とも図式化して紹介し、自説の新味をアピールすることは、よく行われる。しかし、近年の研究を見ていると、あまりにも研究が断片化しすぎて意義づけができないのか、過剰にマルクス主義的な研究を目の敵にし、意義をほとんど認めずに問題点だけあげつらえばいいという、安易なやり口も目に付く。たとえば、前稿でも注記した通り、近藤和彦は、かつては「絶対王政という語はフランス革命やコミンテルンによる攻撃的な用語だ」と党派的なラベリングをし、複合国家論の研究会でも討議内容とは無関係にそのような演説をふるっていた。二宮宏之の社团的編成論以降、私を含め、絶対王政を官僚制と常備軍で説明する場合でも、その二本柱の弱さ＝絶対王政の限界を指摘するのが常であるにもかかわらず、である。ただし、拙稿の後ではそうした党派的な批判は鳴りを潜め、むしろ近藤は佐々木真に依拠して「絶対王政という語は王権によるプロパガンダだ（王権による志向とも言い換え得よう）」という、より非党派的な定義に移行している。つまりこの語は、もともとは左派ではなく王権自身による攻撃的な用語だという形で論旨を修正したわけであり、この点では私は同意できる。磯岩国家論の議論を見ていると、過剰なまでに絶対王政概念を攻撃する発言が目立つが、私自身はそのような言葉狩りよりも、絶対王政というプロパガンダが無視できない影響力をもつまでに至った近世の王権の強化を、社团的編成論という基本的な枠組みと共存可能なものとして、冷静に評価すべきだと思う。

私自身はマルクス主義者ではないが、旧来のマルクス主義者の功績をきちんと踏まえううえで、批判すべき点は批判していきたいと思う。さもなければ、公文書改ざんやデータ隠しなどを事実上野放しにしながら軍国主義化する自公政権の下で、学問が政治利用されるだけであるからだ。

- 5 拙稿では何度も注記しているのだが、「批判」という単語は学問的には本来「否定」「非難」の意味ではなく、「吟味・再検討」の意味である。近代国家批判や近代批判という言葉は勝手に近代国家や近代の全否定と解釈して非難する「研究者」もいるが、的外れな非難であることは、くどいようだが書いておきたい。
- 6 たとえば古代ローマにおいて、公職者の命令権、その命令権の及ぶ範囲（帝国）、皇帝が治める領域を意味したインペリウムは、「国王はその領域においては皇帝である」というローマ法の法諺が受容されたことにより、中近世には個別領域の支配権を意味する語となった（岩井淳「「ブリテン帝国」の成立——16～17世紀の帝国概念と古代ローマ」『歴史学研究』776号、19～30頁）。こうした法的議論と集塊の単位との関係が問われる。
- 7 インペリウムは宗派や国際関係に由来する対立を調整し包摂する上位権力として機能しえた（次注の文献の197頁）。
- 8 『歴史学研究』No. 976、2018年10月増刊号、160～168頁。
- 9 同上書、168～178頁。
- 10 同上書、178～186頁。
- 11 同上書、186～190頁。
- 12 同上書、190～192頁。
- 13 同上書、196頁。
- 14 同上書、192～194頁。
- 15 同上書、194～197頁。文責は小山哲。地域連合についての研究に関しては、注1の前稿において私も言及している。
- 16 『歴史学研究』No. 989、2019年10月増刊号、177～186頁。
- 17 同上書、186～196頁。
- 18 同上書、196～198頁。
- 19 同上書、198～201頁。
- 20 『歴史学研究』No. 1007、2021年3月増刊号、146～169頁。
- 21 同上書、146～148頁。
- 22 同上書、148～156頁。なお、最後に臣属する側から見た場合の認識のずれについても示唆されているが、実際のところ満洲族と漢人の隔離がうまくいかず、漢人への満洲族の同化が進んでいたことは、満洲事変の際のリットン報告書で述べられている。
- 23 同上書、156～162頁。

- 24 同上書, 162~165 頁.
- 25 同上書, 165~167 頁.
- 26 『歴史学研究』No. 1015, 2021 年 10 月増刊号, 153~184, 213 頁.
- 27 同上書, 153~154 頁. ソ連や中華人民共和国の強権的統治には, 共産化以前の帝国支配の影響もあるという指摘もしばしばなされる. 私見では, こうした相互浸潤の一つであろう. むろん, 現代と近世の差異をシンポジウムでは強調しているが, それはイデオロギーの差異よりも, 統治技術の発展度によるところが大きい.
- 28 「ネイションの自然権から歴史的権利へ——フランチェスコ・パラツキーのハプスブルク帝国国制論——」, 同上書, 155~164 頁.
- 29 「カリフなき世界の共和国——オスマン法からトルコ法へ——」同上書, 164~175 頁.
- 30 既にパリ市史に関する拙稿で述べたように, 近代批判とは近代の吟味・再検討であり, 近代の否定ではない. 近代の超克論や前近代への回帰論ではなく, 再帰的近代化論のように, 近代の正負の側面を見定め, 近代の正の遺産は継承していこうとする議論も存在する. 近年, 自公政権の支持層の一部に, 政教分離の見直しを説く勢力もあり, 宗教の意義を過剰に強調する傾向があるが, 過去の国教による他宗教弾圧の事例や, 「宗教ではなく国民道徳」なる虚偽の下での国家神道の強制がもたらした悲劇を考えるなら, 世界における政教分離の多様性を認めるにしても, 可能な限り宗教は私事であるべきである. そうした宗教弾圧や宗教戦争を, 宗教ではなく政治の責任に帰する勢力もいるが——宗教戦争の根本原因が世俗的であることには見解の一致があるが, だからといって宗教がそれと無縁だとはいいがたく, 少なくとも紛争の正当化によって火に油を注ぐ効果はある——, それならば政治と宗教をすっぱり分けるか, 世俗主義者や他宗教とも共存できるような, 解釈による教義の無害化を推進する必要があるだろう (ちなみに宗教戦争の原因が宗教ではなく政治にあるというのであれば, ソ連や中国の覇権主義もイデオロギーのせいではなく政治のせいだと言うべきであろう). 他宗教を禁止する国教と, 他宗教を容認する国教とを区別し, 後者を評価する動きもあるが, そもそも他宗教を見下す気がないなら, 特定の宗教を公的に優遇する必要は全くないだろう.
- 31 同上書, 175~178 頁.
- 32 同上書, 178~180 頁.
- 33 同上書, 180~182 頁.
- 34 複合国家論については, たとえば岩井淳編著『複合国家イギリスの宗教と社会 ブリテン国家の創出』(ミネルヴァ書房, 2012 年) などの岩井の一連の著作を参照. 『複合国家イギリスの宗教と社会』には, 宗教統一と異端根絶を目指すスコットランド長老派とイングランドとのずれを扱う那須敬の論考, 1647 年におけるスコットランド側のブリテン国制構想の挫折を扱う富田理恵の論考, アイルランド在住イングランド人ベティによるアイルランド合同論の意義と限界を扱った菅原秀二の論考, イングランドの帰化システムにおける複合国内の「外国人」の境界線を扱う中川順子の論考, 複合国家を支える思想的基軸としてのロックの包容・寛容論の展開におけるフランス旅行の意義を扱う山田園子の論考, クエイカーのペンシルヴェニア植民地の共和主義・宗教的寛容・非武装平和主義・多文化主義の理念が領主権の認可を握る複合国家ブリテンの国王と議会により破綻していく過程を扱う西村裕美の論考も収載されており, 17 世紀ブリテン国家の革命的転換の諸相を各地域の多様性と相互関係の中で浮き彫りにしている.
- 35 帝国論については, デイヴィッド・アーミテージ (岩井淳・井藤早織・大西春樹・平田雅博訳) 『帝国の誕生 ブリテン帝国のイデオロギー的起源』(日本経済評論社, 2005 年, 原著 2000 年) や, 岩井淳「ブリテン帝国」の成立——16~17 世紀の帝国概念と古代ローマ」(『歴史学研究』776 号, 2003 年 6 月号, 19~30 頁) 等の論文を参照.
- 36 岩井淳「コモンウェルス概念の史的変遷」(山本正・細川道久編著『コモンウェルスとは何か パスト帝国時代のソフトパワー』ミネルヴァ書房, 2014 年, 第一章 = 19~41 頁). この本にはそのほかにも新旧コモンウェルスに関する諸論考が収められている.
- 37 2021 年 12 月 11 日に静岡大学で行われた研究会での, 私の報告に対する彼のリプライによれば, 彼は国家の離合集散で切られることのないような紐帯を念頭においているということのようである. しかし私見では, そのような紐帯を念頭におくなら, 複合「国家」論よりも, 私のような n 地域論の方が適切に感じられる. 私見では, 複合国家論における紐帯とは, 結びつける紐帯が同時に紐帯の切れる原因でも

- あるような——たとえば、プロテスタンティズムでつながるならカトリックは排除されるし、経済的利害の分配でつながる紐帯なら分配できなくなった時点で切れる——紐帯ではないのだろうか。
- 38 岩井淳・竹澤祐丈編『ヨーロッパ複合国家論の可能性——歴史学と思想史の対話』ミネルヴァ書房、2021年。
- 39 柴裕之『戦国・織豊期大名徳川氏の領国支配』岩田書院、2014年。平山優『戦国大名と国衆』角川選書、2018年、14～16頁。
- 40 黒田基樹『戦国大名と外様国衆』増補改訂版、戎光祥出版、2015年。
- 41 黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』岩田書院、1995年。ここでは久保健一郎『中近世移行期の公儀と武家権力』同成社、2017年、253頁の整理も参考にした。
- 42 平山優『戦国大名と国衆』（角川選書、2018年）は、武田領国を中心に、上記のような国衆論をまとめている。なお、本書17頁では、「国衆」の語が登場する同時代の数少ない文書の一つとして、武田勝頼が長篠敗戦直後の1575年に保科正俊に宛てて出した「覚」を挙げているが、この史料には大島城に在城する日向大和守（玄徳齋）宗栄も登場することを付記しておく。
- 43 近年の一部の研究には、官位の意義などに注目して、武士への朝廷の影響力を過度に強調する傾向がある。たしかに儀礼や朝廷の意義などは、かつての研究で軽視されていた面もあり、研究史のうえでそうした研究動向には意義はあるものの、私見では過度に強調されすぎている感がある。戦国武将はあくまでも官位を戦略的に利用できる資源の一つとしか見ていない。
- 44 信長時代の天下概念については、それが日本全国を指す場合、畿内のみを指す場合、輿論を形成する公的な場を指す場合などがあり、時期的な変遷も含めて議論になっている。この点の研究史整理については、竹井英文『織豊政権と「正典」——「天下」「惣無事」をめぐる研究動向——』『歴史学研究』No. 938、2015年11月号、61～70、82頁を参照されたい。
- 45 朝尾直弘「「公儀」と幕藩領主制」（『朝尾直弘著作集第三巻』岩波書店、2004年、第6章、初出1985年、323～357頁）。同書の藤井讓治による解題では、領主と百姓との平和「契約」という主張には、池享らの批判があり、また1993年以降に著者は「公儀」の語をほとんど使わなくなるという（372頁）。
- 46 福田千鶴『江戸幕府の成立と公儀』『岩波講座日本歴史』第10巻・近世1、岩波書店、2014年、205～237頁、引用は207頁。ここで福田は、関ヶ原合戦後に家康が、秀頼衆の取り込みなどを通じて豊臣政権を存続させつつも、取次を自己の側近で固めるなど、その形骸化を図り、朝廷官位における豊臣体制の払拭にも苦心し、天下人を核・頂点とする公儀を武家政権として純化しようとしたことと共に、主従制の代わりに国持大名との婚姻関係や松平苗字の下賜により、秀吉恩顧の大名の取り込みを図ったことに注目する。ここから、豊臣公儀が衆議に基づき私縁を排除する無縁化の志向を持ったのに対し、徳川家は公儀に私縁を持ち込みやすい政治空間を生み出したという。「公儀（無縁）と内儀（有縁）の二つのルートによって大名・小名の御用・訴訟が將軍に取り成され、幕藩間の合意が形成されるようになったのは、家康・秀忠がとった婚姻政策の実情に対応した結果であった」（224頁）。この内儀＝内証ルートが寛永期には幕府老中制の成立で希薄化し、公儀の意志決定の中心から地域領主（大名・小名）が遠ざけられる。また、天下の公儀（幕府公儀）の構成員たる地域領主は、幕府から撫民などの器用を義務付けられる代わりに、地域の公儀（藩公儀）の第一人者としての地位を安定化され、大名家臣らは初期藩政改革や家中騒動の決着を通じて、大名家中に包摂されたいったという。
- 47 藤井讓治「「公儀」国家の形成」（『幕藩領主の権力構造』岩波書店、2002年、XVI章、初出1994年、467～501頁）。
- 48 このほか、公儀の権威部分として不可欠の構造的な一環＝「金冠部分」たる天皇・朝廷の意義を強調する深谷克己の主張（『近世の国家・社会と天皇』校倉書房、1991年）もあるが、近年で注目すべきは久保健一郎の主張である。彼は公儀の語にこだわらず、権力正当化のためのいくつかの概念を検討し、それらの間の関係を問題とする。たとえば、北条氏においては公方＝古河公方であり、それに代わる自身の公権性を示す語として大途を用い、信長においては公儀＝足利義昭であり、それに代わる自身の公権性を示す語として天下を用いた。また、軍事カリスマとしての人格性を濃厚に帯びながら公権性を示す「大途」がその後消滅していく理由として、臨戦態勢の解除の中で、原理として軍事カリスマ的性格を残す將軍の人格性を示す「公方」と、人格性を後退させた公権性を示す「公儀」に、公権性を表す語が分裂して定着するためとみるなどである（久保健一郎『中近世移行期の公儀と武家権力』同成社、2017年）。彼はあくまでも権力の正当化のための諸概念の関係を究明しており、公儀の語義の厳密な変遷に

こだわる藤井らとは問題関心がズれるようなので、註で指摘するにとどめる。

- 49 福田前掲論文, 208 頁。
- 50 高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店, 1990 年, 61~105 頁 (初出 1976 年)。高木は関白秀吉による「天下惣無事」体制の意義を重視しているようであるが, そのような形で「自律性を内在させた諸集団」を馴致しようとする体制とそうした諸集団との対抗関係にも注意を払うよう警告している (21 頁)。なお, 藤田恒春「慶長期近江国の支配——「国奉行」米津親勝をめぐって——」(『京都大学人文学報』72, 1993 年 3 月, 71~86 頁, <https://doi.org/10.14989/48398>), 71 頁によれば, 高木の国奉行論や朝尾直弘の「八人衆体制」論(『近世封建社会の基礎構造』御茶ノ水書房, 1967 年, 303~354 頁)が「その後具体的に検討されることなく一人歩きしている」ため, それが「既存の制度として機能していることを前提に行政・裁判システムを理解している」ことなどが問題であるという。『三重県の歴史』(山川出版社, 2000 年, 2015 年第二版) 170 頁は, 日向らが国絵図の作成にかかわっていないことをもって, 国奉行と断定してよいかどうかを疑問視している。ただし, 『三重県史通史編近世 1』(三重県, 2017 年), 240 頁は, 「役職就任者が決まった任務を遂行するのではなく, 個人に特定の任務が与えられている状態の幕府成立期において, 国奉行といわれる人々は, それぞれ担当の国の状況に応じて多様な任務を持っていたのではないかと思われる」と適切に指摘している。
- 51 山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』(校倉書房, 1990 年) 第 1 部第 1 章 (初出 1984 年) は, 豊臣政権の「公儀」としての性格を, 「取次」役を利用して徳川家康が乗っ取り, 継承していったさまを描いている。秀吉は関白職を「公儀」の源泉として活用したものの, 命令伝達系統において律令制的官僚機構は活用していない (54 頁)。その他, 近年の研究としては, 曾根勇二「片桐且元と大久保長安系の代官について——「初期徳川政権」の実態把握の試みとして——」(『日本歴史』第 507 号, 1990 年 8 月号, 40~56 頁) や同『大坂の陣と豊臣秀頼』(吉川弘文館, 2013 年) など。なお, 笠谷和比呂『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版, 2000 年) の二重公儀論には批判も多いようである。
- 52 大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』(講談社選書メチエ, 2014 年)。深谷前掲書は, 「公儀」秀吉による「天下 = 神国」宣言がキリスト教排除につながる側面に注意を促している。また, 江戸幕府は朝廷と寺社とのつながりを断ち切れなかった。
- 53 中野等『太閤検地——秀吉が目指した国のかたち』(中公新書, 2019 年) など。
- 54 補完性原理という語こそ用いていないものの, 具体的には拙稿「コメント 2 現代社会と歴史学——末川報告へのコメント」(『歴史の理論と教育』第 113 号, 2003 年 3 月, 21~29 頁) を参照されたい。
- 55 以前の民主党政権時代に, 政府の進めようとする地方分権に対して, 自民党の右派議員らが外国人による主権侵害の危険を訴えたことがある。私自身はこの批判に与するものではないが, こうした批判があることを念頭におかないと, いくら複合国家論の意義が強調されようとも, 実際の政策には生かせない「偏向した」研究扱いされかねないことには注意が必要である。
- 56 板垣雄三「民族と民主主義」(歴史学研究会編『歴史における民族と民主主義——1973 年度歴史学研究会大会報告 (歴史学研究会別冊特集)』青木書店, 1973 年 11 月, 2~8 頁)。「n 地域をどういうものとして押えるのか, これは一番極端な final な case で述べると, 最終的にはある個人が自分の生活の場としての n 地域をどういうものとしてとるかということにもかかってくる。おそらく n 地域とはいろんなとり方が無限に可能と思われる。この n 地域のとり方をめぐって実はその n 地域をとるとかということが, 政治的・社会的に争われているような n 地域を考えている。その場合無限にとりうる可能性があるといってもそのこと自体は当然客観的なプロセスによって制約される。したがって論理的抽象的に無限といっているつもりではなく, 客観的な条件で n 地域が成り立つ, その成り立ち方が多様だ, と」(21 頁) と彼は討論要旨において, 発展段階論を批判しつつ補足している。
- 57 松本彰「方法としての「国民国家と帝国」——アイデンティティ重層, 複合, 競合の構造」(松本彰・立石博高編『国民国家と帝国——ヨーロッパ諸国民の創造』山川出版社, 2005 年, 序章 = 003~016 頁)。
- 58 地縁には両属や多重層の関係もあるし, 言語については, 方言の地域差や書き言葉と話し言葉の違い, 多言語使用の問題なども考慮されねばならない。血統には混血の場合もある (同上論文, 007~008 頁)。「むしろ用いられてきた概念の歴史性, 多義性, イデオロギー性を明らかにすること, 概念と実態との乖離を明らかにすることこそが課題となる」(008 頁)。なお, Nation と Volk = People との関係も難しい問題であり, 前者が政治的集団としての国民や (かつては) 上層市民を意味した一方で, 後者は文化的集団としてのエスニック集団 (民族・人種) や下層の民衆を指す場合が多く, この両者は重なる面も

多い反面で、競合することも少なくない (010~012 頁).

59 同上論文, 007 頁.

60 これはもともとマルクスの用語であるが、私自身はこの考え方が間違っているとは思わない (マルクス自身は諸関係の中でも階級という社会関係を最重視しているのかもしれないが、この引用部分は言葉としては正しい)。しかし、現在の日本の西洋史学会では、奇妙にも、マルクスを全否定しないと気が済まないような研究者が増えている感がある。日本の侵略の結果、対外交流が難しくなったこと、自治体史研究の未発達などの状況を考慮せず、マルクス主義者が理論と実証のすり合わせに尽力したことも無視して、通説の問題点が全てマルクス主義者の理論的偏向にあったかの如く論じることは、それ自体偏向である。私自身はマルクス主義者ではなく、むしろマルクス主義は過去に十分に研究史上の意義を果たした以上、現在の研究においてそれほど強調する必要もなく、むしろ実証研究で否定された部分は積極的に是正すべきだと思っている。しばしば批判されるマルクス主義の目的論的志向 (キリスト教歴史学の世俗化とも言われる) も、多くの論者が世界システム論と組み合わせている現状を見ると、事実上発展的に解消されているように見える。こうしたスタンスは多くの研究者も感じているものと思っていたが、自公政権による立憲主義の蹂躪や公文書改ざん・隠蔽などが顕在化し、野党共闘の必要がクローズアップされている時期になって、今さらのように過去の研究者への敬意を欠くようなマルクス主義を声高に誹謗する「研究者」が増えているのは奇妙である。その一方で、宗教に関しては、原理主義のテロが多発する世時であっても研究者による声高な批判はなく、一方で近代批判としての意義や共同体主義への寄与、他方で実証史学や個人主義への宗教の寄与などが強調されるのを見ると、ダブルスタンダードの感は否めない。私はやはり、実証研究を踏まえたうえで、マルクス主義をどの点で継承していくかを、きちんと理論的に整理してこなかったつけが、今になって出ているように思われる。この点では、日本史における山本前掲書は重要な研究である。彼は水林彪論文を批判し、あえて同時代のフランスやイギリスと比較して、江戸幕府を明確に絶対主義国家だと規定し、反響をよんだ。彼の主張は 1983・85 年の発表当時の研究状況に規定されており、現在では実証面で批判が必要であろうが、当時における実証研究を重視し、一般理論に無理にあてはめることは戒めている点で好感がもてる (彼によれば、「講座派理論は、労農派の日本資本主義における特殊的契機を一般的発展法則に解消する公式主義的理論を鋭く批判し」た点に意義があったので、結論の当否より理論的苦闘をこそ評価すべきという。347~348 頁)。そのスタンスから、彼は経済的な下部構造と上部構造としての国家類型は対応させるものの、後者を国家形態とは区別し、「国家形態は、歴史的制約や階級配置の如何によって多様な形になりうるものであり、それを階級の本質なり生産様式なりで割り切らないでその純粹上部構造的な国家装置の追求を意図したのが国家形態論ではないのだろうか」(350 頁)と論じている。また、「ブルジョア」という用語の示す歴史的な性格の変化 (372 頁)にも注意を促しており、これは私がパリ市史論考の注で触れた、柴田三千雄らの主張とも通底する (ただし柴田自身は、絶対主義概念をヨーロッパ外に適用することには否定的である)。むしろ、国家類型論と国家形態論の区別などは、マルクス主義に無関心な研究者からすれば、大して意味のない区別にしか見えないであろうが、少なくともかつてのマルクス主義史学の側もこうした実証を踏まえた地域的多样性を顧慮していることはわかるだろう。